

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日の記録を昭和42年8月1日に、同社C工場における資格取得日に係る記録を43年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和43年7月16日から同年9月1日まで

昭和36年4月1日にA社D工場に勤務してから、E本社を経て同社C工場に転勤した。途中、会社の合併等もあったが、継続して同一企業グループに勤務していたのに、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、A社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和42年8月1日に同社から同社の関連会社であるF社に出向、43年7月16日にF社から同社C工場に復職）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和41年10月及び43年9月の社会保険事務所の記録から、いずれも4万5,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、申立期間②に係るA社C工場が適用事業所となったのは昭和43年9月1日であることが確認できる。しかし、申立人及び複数の同僚の供述、並びに事業主の回答を踏まえ判断すると、申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満た

していたものと判断される。また、事業主は、「グループ内で継続して勤務していたことから、転勤前後を含め給与形態等に変更はなく、継続して保険料を控除していたと考えられる。」と供述している。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①については、事業主が資格喪失日を昭和42年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いこと、申立期間②については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案227

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年8月5日に支給された賞与において、標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月5日

申立期間において、A社により支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。同社が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の申立人の平成17年8月分の賞与支給明細書及び賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人の平成17年8月5日に支給された賞与に係る標準賞与額（5万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案409

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで

私は、申立期間当時、A都道府県に住んでいた叔母の家の家事を手伝っており、その頃に、叔母から、私の国民年金への加入をうかがわせる発言を聞いたことを覚えている。よく調べて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする叔母も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人に対する国民年金手帳記号番号は、B市区町村において平成7年1月以降に払い出されたものと推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の叔母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案410

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、結婚するまでは、実家の父が自治会の集金人を通じて納付し、結婚後は、夫が夫婦二人分の保険料を納付した。

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間のうち昭和38年2月に結婚するまでの期間について、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、また、申立人の結婚後の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も死亡しているため、申立期間当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年12月以降に払い出されたと推認され、この時点で、申立期間の一部については時効により納付できない期間である上、申立期間のうち、42年10月から44年3月までの保険料を過年度納付すること及び44年4月から45年3月までの保険料を現年度納付することは可能であるものの、これら納付をうかがわせる事情は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、特例納付により申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫の国民年金保険料については、A市区町村B支所が保管する「国民年金保険料預かり証」により、申立人と結婚後の、昭和40年4月から41年3月までの保険料を、夫の実家の義父が納付していること

が確認できるなど、申立期間のうち結婚後の期間の国民年金保険料の納付状況については、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付していたとする申立内容と合致しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月25日から35年7月1日まで

私は、昭和33年3月に高校を卒業し、学校の紹介で、同月25日、A社B支社C支部に就職した。

しかし、社会保険事務所で年金記録の確認をしたところ、A社における私の厚生年金保険加入記録は、脱退手当金支給済みとなっていたが、その算定の基礎とされている被保険者期間を見ると、同社B支社における資格取得日が昭和35年7月1日資格取得となっていた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の高校の同級生の供述から、申立人が申立期間においてA社B支社C支部に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している申立期間当時の支部長（D氏）には、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、A社B支社C支部が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和39年4月1日であることが確認できる（A社として新規適用。以下同じ）。

一方、申立人は、A社B支社において昭和35年7月1日に資格取得しているが、C支部に勤務する者をB支社において加入させていた取扱いについては、不明である。

また、A社B支社において加入記録のある同僚及び後任者（各1名）の供述から、同社B支社では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、A社B支社において昭和22年5月1日から35年6月1日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

加えて、A社B支社及びA社B支社C支部は、平成15年3月に適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年4月まで

私は、A社に運転手として就職した。当時、A社には、20人から30人の従業員がおり、社会保険制度があったことをはっきりと覚えている。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人からの聴取結果及び申立期間の一部に雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所において申立期間当時の人事記録や賃金台帳等は保管されておらず、残っていた従業員名簿には申立人の名前は無く、名簿に記載されている者についても、厚生年金保険被保険者としての資格記録の無い者や、入社年月日と資格取得年月日に相当期間の差がある者が見受けられる上、申立期間当時の経理担当者から「雇用保険だけ加入して、健康保険や厚生年金保険には加入していない者もいた。」との供述があることから、当時、事業主は必ずしもすべての者を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人の記憶している同僚で申立期間当時についての供述を得られる者はおらず、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和39年5月1日から46年10月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得者に、申立人の氏名は見

当たらず、欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年1月まで

私は、昭和42年5月にA社に入社し、43年1月まで、自動車のドアフレームの検査員として、1日7時間、月25日パート勤務した。しかし、同社での厚生年金記録が1か月しか確認できず納得がいかないのので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に閉鎖登記しており、申立期間当時の人事記録等関係資料を確認することができない上、申立人が記憶している同僚を含む当時の社員複数に聴取したが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は昭和42年6月21日付けで資格喪失し、その後申立人から返納された健康保険証を同年7月31日付けで社会保険事務所が受理したことが確認できるとともに、申立人が資格喪失した同年6月から43年1月までの資格取得者に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から40年9月まで
② 昭和42年1月
③ 昭和42年3月から43年2月まで
④ 昭和48年11月から54年5月まで

昭和39年3月にA社に正社員として就職し42年頃まで勤務したが、同社での申立期間①及び②の厚生年金記録が無い。

また、A社を退職し別の会社で短期間働いた後、昭和42年3月にB社に就職したが、同社での勤務当初の申立期間③の記録が無い。

その後、B社を退職して、すぐにC社に入社した記憶であり、その間の申立期間④については、B社あるいはC社で働いていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係るA社は既に廃業しており、申立内容を裏付ける社員名簿、賃金台帳等を確認することができない上、当時の事業主の所在も確認できず当該事業所における申立期間当時の社会保険の取扱い等は不明である。

また、申立期間当時に当該事業所に勤務していた同僚7人に文書による照会を行ったところ5人から回答があったが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録と社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録は一致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

2 申立期間③に係るB社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除状況等は不明である。」と回答しており、申立期間に当該事業所が、申立人の申立てどおりの厚生年金保険加入の届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

また、申立期間当時に当該事業所に勤務していた社員7人に文書による照会を行ったところ6人から回答があったが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録と社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録はほぼ一致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

3 申立期間④について、申立人は、B社またはC社のいずれかに勤務していたと申し立てているが、B社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除状況等は不明である。」と回答しており、また、C社は、「申立期間当時の社員名簿、賃金台帳等は保管しておらず詳細は不明である。」と回答していることなど、申立期間に当該事業所が、申立人の申立てどおりの厚生年金保険加入の届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

また、申立期間当時にB社に勤務していた同僚及びC社に勤務していた同僚に文書による照会を行い複数の回答を得たが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録と社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録は、ほぼ一致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するB社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。